

平成19年3月  
警察庁

### 遺失物法施行規則案に対する意見の募集結果について

警察庁において、遺失物法施行規則案に対する意見の募集を行ったところ、3通の御意見を頂きました。

遺失物法施行規則が3月27日に公布されるに当たり、頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

1 意見を募集した命令等の題名  
遺失物法施行規則

2 命令等の案を公示した日  
平成19年1月19日

3 御意見及び御意見に対する警察庁の考え方

頂いた御意見及び御意見に対する警察庁の考え方は、別紙1のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ、整理・要約した上で掲載しています（頂いた御意見については、整理・要約をしていないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）

なお、今回の改正の内容に関する御意見以外の御意見については、今後の参考とさせていただきます。

4 頂いた御意見を考慮した結果

頂いた御意見を踏まえ、遺失物法施行規則案第18条第4項及び第5項、第35条第4項及び第5項並びに別記様式第1号を別紙2のとおり修正することとしました。

5 参考

頂いた御意見の総数 3通

（内訳）

電子メール 2通

F A X 1通

郵 送 0通

6 その他

警察庁における検討の結果、次の条項について技術的な修正を行いました。

第12条、第14条、第18条第2項、第19条見出し、第1項及び第3項、第27条、第33条第2項、第35条第2項、第36条見出し、第1項及び第3項並びに附則第4項

## 遺失物法施行規則案に対する御意見及び御意見に対する警察庁の考え方について

### 1 警察本部長による公表について（第12条関係）

意見の概要	意見に対する考え方
遺失物法（平成18年法律第73号）第8条第2項に規定する物件に関する情報の公表について、現金及び有価証券については、なりすましをする者への返還のおそれがあるため、公表を差し控えるべきではないか。	現金や有価証券であっても、遺失者の利便を図るため、公表をする必要があると考えています。 物件に関する情報の公表に当たっては、現金及び有価証券に限らず、なりすましをする者への返還を防止するため、詳細な情報は公表しないようにするとともに、本人確認や遺失の状況等の確認を徹底することとしています。

### 2 物件の売却について（第13条関係）

意見の概要	意見に対する考え方
警察署長が拾得物を売却する際には、拾得者に対して売却をする旨の通知をする必要があるのではないか。	遺失物法第9条第4項において、売却をしたときは、物件の帰属については、売却による代金から売却に要した費用を控除した残額を当該物件とみなす旨が規定されており、これにより、拾得者が所有権を取得する権利は保護されることとなるので、改めて売却の際に拾得者に通知をする必要はないと考えております。

### 3 遺失者が判明しない場合における拾得者による費用請求権の行使について（第18条第4項関係）

意見の概要	意見に対する考え方
ただし書きでは、遺失者が判明しない場合でも拾得者が遺失物法第27条第1項に規定する費用請求権を有することを前提としているが、そのようなことがあるのか。	施設において拾得された物件に関し、民法第240条に規定する期間内に遺失者が判明しない場合において、拾得者が所有権を取得する権利を放棄し、又は失ったときは、施設占有者が当該物件の所有権を取得することとなります。このような場合、所有権を取得する権利を放棄した拾得者は、物件の所有権を取得してこれを引き取る者に遺失物法第27条第1項に規定する物件の交付に要した費用を請求することができます。

	御意見を踏まえ、費用請求権に係る通知をする場合及びその内容が明確となるよう、条文を修正することとし、同様の規定である第35条第4項についても同じく修正することとします。また、この修正に伴い、第18条第5項及び第35条第5項を修正することとします。
--	---

4 特例施設占有者の指定を受ける際の提出書類等について（第28条関係）

意見の概要	意見に対する考え方
法人である施設占有者が特例施設占有者の指定を受ける際の提出書類について、事務負担が大きくなるので、提出書類の内容や様式の統一、事業所の本部の所在地の公安委員会への一括申請等の申請方法について検討してもらいたい。	<p>特例施設占有者の指定の申請の際の提出書類の内容については、遺失物法施行規則案第28条第2項及び第3項に規定していますが、この申請は、反復継続して行われるものではないので、あえて提出書類の様式を定めることはしなかったものです。御意見を踏まえ、通達等により、提出書類の様式のモデルを示したいと考えています。</p> <p>また、遺失物法施行令第5条第5号において、「その施設（移動施設にあっては、その施設占有者の主たる事務所）の所在地を管轄する都道府県公安委員会」が指定を行うこととされているため、事業所の本部ではなく、施設の所在地を管轄する公安委員会に対して申請がなされる必要があります。</p>

5 特例施設占有者の指定について（第30条第1項関係）

意見の概要	意見に対する考え方
公安委員会は、特例施設占有者が指定の要件に該当しなくなったと認められるときは、その指定を取り消すことができると規定されているが、この要件については、各都道府県公安委員会ごとに異なる解釈がなされないよう運用をしてもらいたい。	警察庁において、統一的な運用が図られるよう指導を行うこととします。

6 特例施設占有者による遺失者の確認方法について（第37条第1項関係）

意見の概要	意見に対する考え方
なりすましをする者への返還のおそれがあるため、本来の遺失者であることの確認	確認方法については、遺失物法施行規則案第37条第1項に規定するとおり、返還を

<p>方法について検討してほしい。</p>	<p>求める者からその氏名等を証するに足りる書面の提示を受けること、返還を求める者から物件の種類及び特徴等を聴取し、帳簿に記載された内容と照合すること等を、その者が本来の遺失者であるとの十分な確証が得られるまで行うことにより、確認を徹底することとなります。</p> <p>なお、返還を求める者から提示を受ける「氏名等を証するに足りる書類」の具体例、返還を求める者から聴取すべき事項の具体例、聴取した事項と帳簿に記載された内容の照合の具体的方法等、具体的な確認方法や留意事項については、解釈運用基準等で示したいと考えています。</p>
-----------------------	--

7 帳簿の保存期間について（第39条第1項関係）

意見の概要	意見に対する考え方
<p>遺失物法第23条の規定により特例施設占有者が記載し保存する帳簿の保存期間については、記載の日から3年間と規定されているが、短縮してほしい。</p>	<p>遺失物法第23条に規定する帳簿は、特例施設占有者による物件の適切な取扱いを担保するためのものであり、遺失物法に規定する特例施設占有者について設けられている罰則に係る公訴時効の期間が3年であることから、記載の日から3年間、保存しなければならないこととする必要があると考えています。</p>

8 拾得物件控書について（別記様式第1号関係）

意見の概要	意見に対する考え方
<p>拾得物件控書の様式には権利についての記載箇所が1か所しかないが、施設内拾得の場合で、拾得者が権利を主張し、施設占有者は権利を放棄した場合、どのように記載するのか。</p>	<p>警察署長が遺失物法第13条第1項の規定による提出を受けたときに作成する拾得物件控書の権利放棄の申告欄には、当該提出をした施設占有者の権利放棄の有無を記載しますが、御意見を踏まえ、拾得者の権利についての記載欄を設けるよう様式を修正することとします。</p>

## 頂いた御意見を踏まえた修正箇所について

## 1 第18条第4項

## 修正後

警察署長は、提出物件について、民法第二百四十条又は同法第二百四十一条に規定する期間内に遺失者が判明しない場合において、次の表の上欄に掲げるときは、同表の中欄に掲げる者に対し、同表の下欄に掲げる事項を通知するものとする。ただし、同表の中欄に掲げる拾得者又は施設占有者の所在を知ることができない場合は、この限りでない。

拾得者が民法第二百四十条又は同法第二百四十一条の規定により所有権を取得する権利を有するとき。	一 拾得者	当該物件の引渡しに係る手続を行う場所及び当該物件に係る法第二十七条第一項の費用があるときはこれを償還する義務がある旨
	二 法第二十七条第一項の費用を請求する権利を有する施設占有者	当該物件の所有権を取得してこれを引き取る拾得者に法第二十七条第一項の費用を請求する権利を有する旨
拾得者が民法第二百四十条又は同法第二百四十一条の規定により所有権を取得する権利を有しないとき。	一 法第三十三条の規定により拾得者とみなされる施設占有者	当該物件の引渡しに係る手続を行う場所及び当該物件に係る法第二十七条第一項の費用があるときはこれを償還する義務がある旨
	二 法第二十七条第一項の費用を請求する権利を有する拾得者	当該物件の所有権を取得してこれを引き取る施設占有者に法第二十七条第一項の費用を請求する権利を有する旨

## 公示した案

警察署長は、提出物件について、民法第二百四十条又は同法第二百四十一条に規定する期間内に遺失者が判明しない場合は、当該物件の引渡しに係る手続を行う場所及び当該物件に係る法第二十七条第一項の費用があるときはこれを償還する義務がある旨を拾得者（法第三十三条の規定により拾得者とみなされる施設占有者を含む。以下この条において同じ。）に通知するものとする。ただし、当該拾得者が、法第二十七条第一項の費用を請求する権利及び民法第二百四十条若しくは同法第二百四十一条の

規定又は法第三十二条第一項の規定により所有権を取得する権利をあらかじめ放棄し、若しくは法第三十四条の規定により失っている場合又はその所在を知ることができないため通知できない場合は、この限りでない。

## 2 第18条第5項

### 修正後

警察署長は、提出物件の遺失者が判明しない場合において拾得者が所有権を取得することとなるべき期日、当該物件の引渡しに係る手続を行う場所及び当該物件について法第二十七条第一項の費用があるときは当該費用は当該物件を引き取る者の負担となる旨をあらかじめ拾得物件預り書に記載することにより、前項の規定による通知に代えることができる。

### 公示した案

警察署長は、提出物件の遺失者が判明しない場合において拾得者が所有権を取得することとなるべき期日、当該物件の引渡しに係る手続を行う場所及び当該物件について法第二十七条第一項の費用があるときはこれを償還する義務がある旨をあらかじめ拾得物件預り書に記載することにより、前項の規定による通知に代えることができる。

## 3 第35条第4項

### 修正後

特例施設占有者は、保管物件について、民法第二百四十条に規定する期間内に遺失者が判明しない場合において、次の表の上欄に掲げるときは、同表の中欄に掲げる者に対し、同表の下欄に掲げる事項を通知するものとする。ただし、当該拾得者の所在を知ることができない場合は、この限りでない。

拾得者が民法第二百四十条の規定により所有権を取得する権利を有するとき。	拾得者	当該物件の引渡しに係る手続を行う場所及び当該物件に係る法第二十七条第一項の費用があるときはこれを償還する義務がある旨
拾得者が民法第二百四十条の規定により所有権を取得する権利を有しないとき。	法第二十七条第一項の費用を請求する権利を有する拾得者	当該物件の所有権を取得してこれを引き取る施設占有者に法第二十七条第一項の費用を請求する権利を有する旨

### 公示した案

特例施設占有者は、保管物件について、民法第二百四十条に規定する期間内に遺失者が判明しない場合は、拾得者に対し、保管物件の引渡しに係る手続を行う場所及び当該物件に係る法第二十七条第一項の費用があるときはこれを償還する義務がある旨

を通知するものとする。ただし、当該拾得者が、同項の費用を請求する権利及び民法第二百四十条の規定又は法第三十二条第一項の規定により所有権を取得する権利をあらかじめ放棄し、若しくは法第三十四条の規定により失っている場合又はその所在を知ることができない場合は、この限りでない。

#### 4 第35条第5項

##### 修正後

特例施設占有者は、保管物件の遺失者が判明しない場合において拾得者が所有権を取得することとなるべき期日、当該物件の引渡しに係る手続を行う場所及び当該物件について法第二十七条第一項の費用があるときは当該費用は当該物件を引き取る者の負担となる旨を記載した書面をあらかじめ拾得者に交付することにより、前項の規定による通知に代えることができる。

##### 公示した案

特例施設占有者は、保管物件の遺失者が判明しない場合において拾得者が所有権を取得することとなるべき期日、当該物件の引渡しに係る手続を行う場所及び当該物件について法第二十七条第一項の費用があるときはこれを償還する義務がある旨を記載した書面をあらかじめ拾得者に交付することにより、前項の通知に代えることができる。